

彫刻原型の保存修復のシステム整備に関する考察と提言

平成9年9月

財団法人 佐藤忠良記念財団

I 彫刻保存修復の歴史的経過

◆欧米における保存修復の歴史的経過

近世、近代における彫刻の保存修復の歴史の中で注目されるのは、17～19世紀においてギリシャ、ローマ時代の彫刻の修理や彫刻の複製がフランスの国費留学生などローマに派遣された美術学生の義務として行われたことです。当時、修復とは技術の再生と復元、修理という考えが重視されていました。そのため想像復元により勝手に腕を付け加えたり、また不適切な修復や、義務を遂行するためだけの質の低い修復が多く行われました。

19世紀から20世紀初頭にかけて欧米の主要諸国では、鋳物工業等の勧業政策として国からの注文や、コンクール等によって数多くの記念碑、建築装飾（ルーブル宮殿等）、個人のための胸像等の塑像彫刻が作られました。それらの多くはまず石膏像が作られ、後にその原型を使って石像やブロンズ像が制作されました。特に当代の人気彫刻家の作品は、同一原型を使って幾つもの異なった素材や大きさの作品が鋳造されたり、同様に町の鋳造所でも庶民向けの小さなブロンズ像が大量に生産されました。さらに普及版として原型から安価な石膏像も作られました。この時代においても、石膏原型はまだ石像やブロンズ像、普及版の石膏像を制作するための中間的役割として考えられていました。

そのブームの去った20世紀初め、多くの石膏原型像は美術館の収蔵庫や鋳造所の物置に手荒に放って置かれていました。この時すでに一部の少数美術史家や美術館専門職員がそれらの保存修復を問題にしましたが、大勢は新しい物を発見することの方に目を奪われてしまっていました。しかし1916年ロダンから全作品と原型、その複製権を国に寄贈されたフランスでは、国立ロダン美術館を設置し、その業務の一つとして原型を含む作品の管理と再鋳造管理を行ってきました。国家が厳正な管理や科学的な保存修復技術の重要性を認識するようになってきたからなのです。

第二次世界大戦後になってようやく各美術館で美術史家や学芸員によって収蔵庫に眠ったままになっていた作品の研究が始まりました。ロダン美術館の活動はその先駆といえます。

1970年前後、欧米の主要国では、それまで曖昧に保管、修理されていた多くの美術品や文化財の保存状態に危機感を覚え、こぞって保存修復会議を組織し、保存修復の基準と組織作りを始めました。フランスでは政府の「文化による国富政策」として、国公立の修復家養成機関の設置、修復家の国家認定制度（ディプロム）の創設、付加価値税設定のための鋳造彫刻作品のオリジナルの定義や作品購入者保護のための鋳造番号の刻印義務の法令化など、システムティックな施策や事業が相次いで実施されました。その結果、これらのことことが関係者や国民の間にも次第に浸透し、1993年には作家や鋳造者、販売者など関係者により「美術鋳造の倫理規範」（別添参考資料VII 資料3）が共同で定められ、履行されるまでになってきました。また付加価値税設定における彫刻等のオリジナル作品の定義はEC国内で共通認識となっています。（別添参考資料VII 資料7）

また国際博物館協会（ICOM：以下イコムと記します）でも保存問題は頻繁に議題とされ、その一基準とし1984年「保存修復家の仕事の定義」¹⁰を発表しました。これは国際的な規範あるいは各國での基準として承認されており、強制権はありませんがすでに常識化され、共通認識となっています。さらに国際美術家連盟からも各國での対応促進が要請されてきています。

註 「イコムの“保護委員会、保存と修復に関する情報のワーキンググループ”における『保存修復家の仕事の定義』1983年11月～1984年8月、上記グループで検討され、新規範として1984年9月コペンハーゲンのICOM会議に発表され承認されたもの。（翻訳全文：別添資料参考VII 資料2参照。）

◆日本の彫刻と保存管理の現状

明治9（1896）年に工部美術学校に招かれたイタリア人ヴィンченツォ・ラグザの尽力により、洋風の彫刻技術（塑像）が日本に移入されて以来、紆余曲折を経ながら、はや百余年が過ぎました。

この間、その技術は荻原守衛、高村光太郎らのロダン発見に始まり、佐藤忠良らの第三世代へと受け継がれ、着実な発展の歩みを続けながら現在に至っています。近年ではパリのロダン美術館で佐藤忠良個展の招待開催、あるいは各地の国際コンクール、また平成9年の日本とフランスでの彫刻の交換展の開催など、日本の彫刻水準は世界的な評価を得るまでに及んでいます。さらに最近では全国の地方自治体等によって、パブリック・アートとして街路や公園などに多くの鋳造作品が設置され

るなど、現代日本の彫刻界はきわめて多くの需要があり、隆盛をみているかの観があります。

しかし、こうした反面、洋風の塑像芸術の歴史や伝統が短いことから、鋳造作品にのみ関心が傾斜し、その原本である原型石膏像の多くは材質の脆さにもかかわらず、アトリエや鋳造所に無造作に放置されたままであったり、簡単に破棄されているなどして現在に至っています。このように彫刻原型の保存、管理、修復の問題については、ほとんど関心が向けられずに今日に至った経緯があります。

ブロンズ像が一般に普及すればするほど、その原本となる彫刻原型の持つ作家のオリジナリティや芸術性、著作権が重視されます。特にここ20~30年の間に、先進国において作家や作品購入者保護の観点から、鋳造基準について法的根拠が緩やかながら確立されるに至り、これが徐々に慣例化しつつあります。一方でこの問題をめぐって日本では平成8年度に全国美術館会議に「彫刻原型と鋳造に関するワーキンググループ」が設けられました。美術館など専門家の間で緊急的な課題として研究協議を進めているのは、この問題がこれまでいかに等閑視されてきたかということの証左でもあります。

また先進国では保存修復家養成機関の整備や国家認定資格制度の設置など、原型に対する認識やその保存管理の考えは著しい進展を見せています。しかし日本ではこの点を取り上げても非常に遅れをみせています。例えば、国内では、酸性雨などの環境問題から、屋外に設置された彫刻が化学変化により損傷を蒙っております。これを修復する業者はおりますが、国内には絵画などの分野同様、彫刻の保存修復家の認定制度等もなく、技術は収得していても果たして修復家として適しているのか否かといった適正を問題にされることはありません。美術作品の修復が適切になされているか否かの保証はなく、将来が憂慮されます。

II 彫刻保存修復に関する提言

◆ 緊急を要する日本の取り組み

先に記したような日本の現状は平成8年2月に佐藤忠良記念財団が彫刻原型を多く有していると考えられる全国の主要美術館等15機関に行ったアンケート調査結果や先の全国美術館会議の「彫刻原型と铸造に関するワーキンググループ」の第1回会議での議論からも問題点として指摘されることでもありました。（別添参考資料 II 参照）

しかし、一般論として、日本ではこの問題の基本的認識がまだ弱く、実態が把握されていないなど、現在その取り組みが求められています。その上で制度やシステムづくりも行われなければならないという、ほとんどこれからといった状態にあるといわざるをえません。今まさに効果的な対応が切に求められているわけあります。

日本への欧米の美術の移入後、その適切な管理、修復がなされていないことによる文化財的、芸術的作品としての価値維持の限界、作家等の著作権の保護及び作品のコピーの氾濫からの購入者の保護、さらには美術館等における作品の適正な保存、展示、管理の体制整備、災害に対する安全管理など、それらの共通認識が日本では固まっていないのが現状であります。歴史や伝統を持つ欧米においては、彫刻の保存、管理、修復に危機感を持ち、本格的な取り組みが始められたのは、ここ20～30年程のことであることを考慮しますと、今、日本でも真にこのことに取り組んでいかなければならぬ重要な時期であると思われます。日本が短期間に欧米の先進諸国の取り組みに近づくためには、国に積極的な取り組みと指導力を発揮していただき、諸事業を促進していただく事が最も緊要なことであると考えます。

佐藤忠良記念財団は、全国にやや先行してこれらの問題に取り組もうとしてきた経緯があり、また緊急かつ重要な問題でもあることから、日本の今後の推進に向か一つの手かかりとしてここに提言をしたいと思います。

1) 彫刻原型に対する基本認識の定着化に向けての積極的な啓蒙

日本近代美術で国の重要美術品に指定されている彫刻作品は荻原守衛の《女》（東京国立博物館蔵）、同《北条虎吉》（碌山美術館蔵）、ヴィンチェンツォ・ラ

グーザ《日本の婦人》（東京芸術大学）の3点で、これらはいずれも彫刻原型である石膏像であります。これは石膏の原型像としての意義を充分に認識しているからであると考えられますが、一般的にはその認識は極めて薄いと思われます。その積極的な啓蒙はこれから課題であると思われます。

また、ことに作家や著作権者には、修復、鑄造、販売、購入などの過程において、さらには著作権や技術面で利害問題が生じることが考えられますから、鑄造についての基準、倫理規範などの面で基本認識の確立が望まれます。

具体的には、フランスなどで施行されているように、石膏などの原型をもとに鑄造される作品のうち、何体までをオリジナルと認めるのか、鑄造されたブロンズ作品からのまた抜きはオリジナルとしないなどという方針を、著作権法などの制度面から整えていくことも、基本認識を確立したり、原型の重要さを啓蒙する一方法かと考えられます。

2) 彫刻原型の管理、修復等に関する美術館等の意向の把握

日本においては、これらの問題点について、全国的、系統的な調査が行われていなかったと思います。今後、方策等を検討するうえで、問題点や課題を基本的に認識していくことは、極めて重要であります。このため全国の美術館等を対象に調査を実施し、基礎資料を作成することが第一義と思われます。

3) 彫刻原型に関する調査と先進国における施策や制度の把握

今後の推進方策を検討するためには、日本の現状等の実態を把握することは不可欠であります。具体的な調査の分野や事項として、以下のことが考えられます。

(1) 日本における実態の把握

a. 作品の調査〔作品保存カード（Conservation Form）作成〕

原型の保存、管理、修復、鑄造の基本となる作品の戸籍台帳ともいべき基本情報を作品毎に調査します。この場合、特に保存管理上緊急を要する作品を見極めながらの調査が重要です。

石膏像の場合には、基本情報の他に原型の真贋（鑄造されたブロンズ像を使い石膏像を作ることがあります）、鑄造に関する情報（鑄造の有無、著作権者及び铸造権者、登録方法、管理状況）複製品の状況などについて調査します。

b. 保存、管理、修復、鑄造の状況調査。

美術館、博物館、大学研究所等での所有者あるいは管理している原型について

各機関毎に表記の状況を調査します。

- c. 保存、管理、修復、鑄造に関する技術者及びその育成、養成に関する調査
現況、将来の意向等を把握し、美術館、博物館、大学研究所等における研究機能の増設や、修復学校の新設についても検討項目とし、技術者の育成、養成に関する意向を調査します。
保存、管理、修復、鑄造に関する技術習得のための海外派遣制度等の設立に関する意向を調査します。

(2) 外国における施策や制度等の把握

日本においてシステム整備を進めるにあたっては、その例がないことから外国における状況の把握が必要であり、その中から参考とすべきものを抽出していくことが基本となります。

これら調査の実施にあたっては、未経験に加え、未知の分野や事項も多いことから、早急に関係者によるチームでの検討を行い、調査対象や項目を整理し、幅広い協力が得られる実施方法を確立することが重要です。また、予算や調査体制などの面では、国がその実施主体となることが望まれます。

4) 人材の育成と教育機関の設置検討

先進国での事例に見られるように、現代の修復には科学的、理論的方法で、かつ歴史と化学、実技というように幅広のバランスのとれた知識が必要とされます。こうした人材の育成は、現在の日本の大学の教育方法では無理と思われます。また先進国ではインターンシップの制度をとり、修復の専門家として育成するために4年から5年をかけています。わが国でも油彩画などの分野で修復技術を教授している大学が出てきましたが、この点ではまだ不充分であると考えられます。さらに先進国における研修制度を検討し、日本での教育システムを創設していくことが必要と思われます。

これまでの日本では近代彫刻の保存修復についての観念が少なく、管理がほとんどといわざるをえなかっただけに、修復家の育成、養成は急務であり、それは国内からの要請のみでなく日本人作品の外国での鑄造、あるいは外国人作品の受け入れ等、国際的な信用や要請によるものであることを十分に認識する必要があります。

5) 資格制度等の創設の検討

養成機関で技術を習得した修復技術者には日本でも何らかの資格認定を行う必要

があります。現在のようにこの制度のない日本における美術品の修復界の状況は、無資格の医者が治療を行っているとも例えることができるでしょう。フランスのように国家試験制度で認定するにせよ、またイギリスのように国際保存修復学会の認定にまかせるにせよ、この資格認定には、外国での教訓から厳しい基準を設けることが望れます。そのためには国などが関与しなければ有効ではないことは諸外国の先例からも明白であります。

現在、国際的な規模で展覧会等でも美術品を移動する際には作品のケアをする保存修復家の存在が不可欠となりつつあります。資格は国際的に求められる基準となることが予想されるだけに、国際信用の面から一層重要と思われます。

◆ 財団としての協力

- ・当財団は先進国の状況を参考に、日本の現状を踏まえ将来をみすえながら、彫刻原型の問題を取り組み、さらにはそこから生まれるであろう事業を進めることによって、この文化的財産を次世代のためにより良い状態で引き継いでいく手助けをしたいと考えております。
- ・当財団は、日本人で唯一人の国際的な修復技術者をかかえておりませんので、その実践例や結果を広く活用するなどして、その修復技術を伝えていくつもりであります。しかし、先進国の取り組みに近づくには、これまでにも述べましたように国による積極的な取り組みと指導力が是非とも必要であると考えています。